

## 基本方針に対する認識

- 基本方針では指定活用団体が行うべき資金分配団体の監督について、以下を実施することが求められている。
- これらの措置を講ずるために必要な事項を民間公益活動促進業務規程に規定した上で、公募要領等に定めると共に、資金提供に係る契約（以下「資金提供契約」という。）であって、指定活用団体と資金分配団体との間で締結するものに定めなければならない。

- 1 指定活用団体は、資金分配団体に対して、報告徴収、立入検査及び不正があった場合における選定の取消し、助成を行った資金の返還等の必要かつ適切な監督のための対応をとること
- 2 資金分配団体において休眠預金等に係る資金の流用や不正使用等の実態が明らかになった場合は、指定活用団体は、不正の原因究明、関係者に対する厳格な処分、再発防止策の策定及びその内容の公表等の必要な措置を講ずること
- 3 選定を取り消され、その取消の日から一定期間を経過しない団体は、資金分配団体として選定しないこと
- 4 指定活用団体が資金分配団体を選定する際に確認した資金分配団体における業務の公正かつ適確な遂行を担保するために必要なガバナンス・コンプライアンス体制等の整備等について、資金分配団体における履行を担保するための措置を講ずること
- 5 資金分配団体が民間公益活動を行う団体を監督するに当たり必要な事項（不正による助成、貸付け又は出資の返還を含む。）が、資金分配団体の作成する公募要領や、資金分配団体と民間公益活動を行う団体との間で締結する資金提供契約に明記されることを確認すること

## 監査業務に関する現状認識

- 資金分配団体の監督に関して、特に留意すべき現状認識は次の通り。

### 1 不正や不適切な事象を予防するための仕組み、指導の実施の必要性

資金分配団体となり得る団体の日本における現状を見ると、信頼に足る経営や助成実務を行う意思と意欲のある「善意の経営を行う団体」は数多く存在している。しかしながら、他国の同種の団体の事例を見ても、社会通念上の適切な経営管理が必ずしも全ての不正行為や問題事案の発生の抑止につながらないケースがあるため、休眠預金活用において期待されている適切な資金管理や助成先管理の水準での業務を遂行させるためには、そうした「これまでのガバナンスや助成等実務の運営の適切さ」に加えて、指定活用団体から能動的・意識的に、不正や不適切な事象が起こらないような仕組みや仕掛けの指導を予め行うことが必要である。

### 2 監督・監査部門と伴走支援等サポート部門の明確な分離

本制度では、指定活動団体が資金分配団体の経営強化や伴走支援についてもサポートする側面があり、そうした日常的なコミュニケーションを行う部門と監督・監査を行う部門を明確に分離することで、緊張感のある監督を行うことが必要である。

### 3 内部告発者の保護を前提とした問題解決体制の構築

不正実務については、内部告発的情報により発覚することも多く、こうした関係者による問題提起が円滑に指定活用団体になされ、告発者の保護を念頭においた対応が可能となる体制構築をすることも必要である。



## 基本的考え方

- 国民目線から見て、最適な休眠預金の活用を実現するためには、資金分配団体の監督及び資金分配団体を通じた現場活動団体の監督の仕組みを適切に構築することが必要である。諸外国の同種の資金提供団体においても、監督には様々なプロセスを組み込んで複合的に実施しており、そうした取組みが必要である。
- 上記背景を踏まえた資金分配団体の監督にあたっての基本的考え方は次の通りである。

1 法律および基本方針の要件、及び内閣府・審議会の必要とするすべての要件を満たす監督を行うこと（民間公益活動推進業務規程への指定活用団体の業務内容についての規定含む）

2 監督が実務的に奏功するためには、

- ① 助成契約書を締結する際の契約書での規定
  - ② 報告書書式とモニタリングのタイミングの設計
  - ③ 外部監査機関等の第三者による監査
  - ④ 日常からの資金分配団体の職員・理事等との緊密なコミュニケーション
  - ⑤ コンプライアンス委員会も関与した利益相反の管理と通報制度
  - ⑥ 資金分配団体の理事・監事を含めた経営者の責任に対する理解
  - ⑦ 会計管理等への非違行為防止のための日常業務管理体制の確認等
- プロセス別に複合的なアプローチをとる必要がある

3 上記を最適実現するためには、実際に過去に資金仲介組織や助成財団などで実務を経験し、現在は利益相反関係にない人材を指定活用団体に確保すると共に、外部監査機関などともパートナーシップを構築して取り組む必要がある

4 本監督手法についても毎年のレビューを踏まえて、常に進化させていく必要がある



## 監査等の種類とプロセス

- 指定活用団体は、資金分配団体に対して、公募から助成終了までのプロセスにおいて、以下3種類の監査を実施する。
- 資金分配団体は監査に向けて、監督する民間公益活動団体に対して事前に監査を行い、指定活用団体からの監査に必要な情報を収集しておく。

民間公益活動団体への監査は資金分配団体が行う



名称	実施時期	頻度	概要	方法
確定監査	助成期間終了後 1年以内	1回	助成決定時に概算払いした助成金について、事業報告書と会計報告書等の内容を監査し、その結果をもって助成金額を確定する（多く払い過ぎていた場合は返金）	実地
定期監査	事業実施中	助成決定半年後に 1回 以降は年1回	助成金を安全に効率的に活用できているか、事業の状況に問題がないかを確認する	実地
特別監査	不正の疑いまたは発 覚した際など 特殊状況発生時	都度	不正の疑いが発生した場合、不正等の問題の原因究明と対応策の検討をする場合など、特殊状況下で指定活用団体が従来の監査とは異なる観点で、目的に合わせて個別性の高い情報を資金分配団体から集める	実地

## 監査事項と主な監査内容

- 監査事項とその内容については、監査業務規程により、具体的なルールや運用方法を設定する。
- 事業、団体の状況を確認するための定期監査の内容の案は以下の通り。

### 定期監査の監査事項と主な監査内容（案）

監査事項	主な監査内容
助成契約の遵守状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 助成契約の際に設定した条件等は遵守されているか</li> <li>□ 助成契約に基づく、諸手続きは履行されているか</li> <li>□ 利益相反は起きていないか</li> </ul>
助成事業の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 事業の実施内容、実施方法等は、事業計画に則っているか</li> <li>□ 事業は理事会の議決、内部決裁の手続き等は団体の規程に基づきガバナンスが保たれた上で実施されているか</li> <li>□ 業者選定から契約締結に至る手続きは、適正に行われているか</li> </ul>
収支決算経理状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 予算の執行は適正に行われているか。対象外や目的外の経費に支出されていないか</li> <li>□ 支払いの事実や計算の基礎を示す証拠書類は整備されているか</li> </ul>
資産の保守、管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 資産については安全確実な方法で管理、運用されているか</li> <li>□ 固定資産及び備品は適切に管理されているか</li> <li>□ 所有権の保存登記、保険の設定などがなされているか</li> <li>□ コンプライアンス並びにガバナンス体制の整備は予定通り進んでいるか</li> </ul>

## 監査の機能強化及び監査結果の活用に関する取組み

- 監査の機能強化を行うために、以下の取組みを実施。資金分配団体との実務的なやりとりを通じてPDCAを回し、監査業務の継続的改善を図っていく。

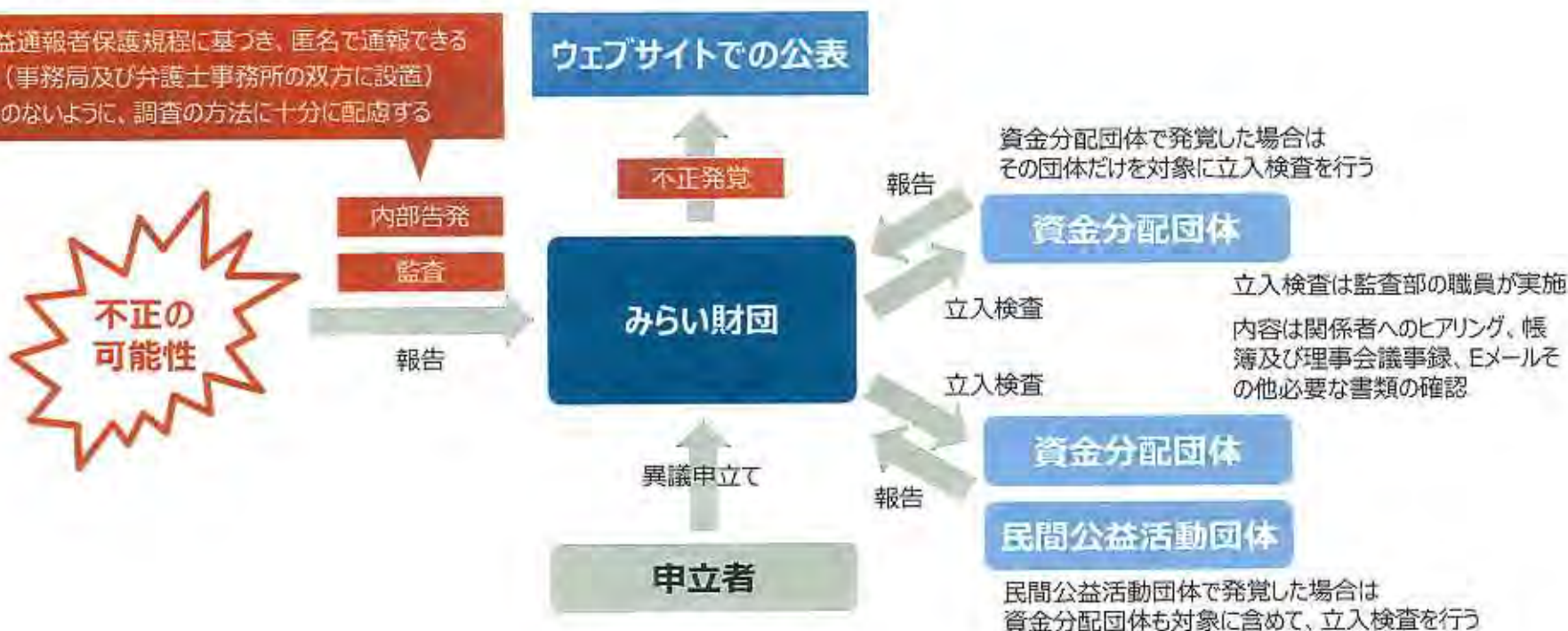
監査の機能強化のための取組み	概要
資金分配団体への監査業務の明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 民間公益活動促進業務規程、公募要領及び資金分配団体と締結する資金提供契約に、監査業務の実施内容に関して以下のように、具体的に明記する           <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 助成事業開始半年後に監査及び中間（役員）ヒアリングを実施する（年1回）</li> <li>■ 資金分配団体は予め定めた様式にて事業終了時の書面報告を実施する（年1回）</li> <li>■ 事業終了時の書面報告を受領した場合、財団は事業が適正に実施されたことを確認するための監査を実施する</li> <li>■ 資金流用等、不正の可能性があると財団が判断した場合、資金分配団体に対して報告の聴取及び立入検査を実施することができる</li> </ul> </li> </ul>
組織内外での定常的な情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 資金分配団体との直接的なやりとり、弊財団内の窓口部署（評価・研究部など）との情報共有など、日常的なコミュニケーションの中で、資金分配団体のガバナンス・コンプライアンスに係る情報収集を行う</li> </ul>
管理、監督責任についての啓蒙	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 資金分配団体の理事・監事・役員等団体責任者に対して、民間公益活動団体の管理・監督責任についての考え方や現状のガバナンス体制について実地検査等で確認する</li> </ul>
監査方法の見直し及び監査結果の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 資金分配団体や民間公益活動団体から監査に関するフィードバックをもらい、実務の改善を継続的に行っていく。さらに監査の結果は弊財団内で共有され、指摘事項等がある場合は当該資金分配団体と日常のコミュニケーションを行う部署（資金・支援部等）に改善の指導及び確認を求めていく</li> </ul>



## 助成金の不正利用への対応

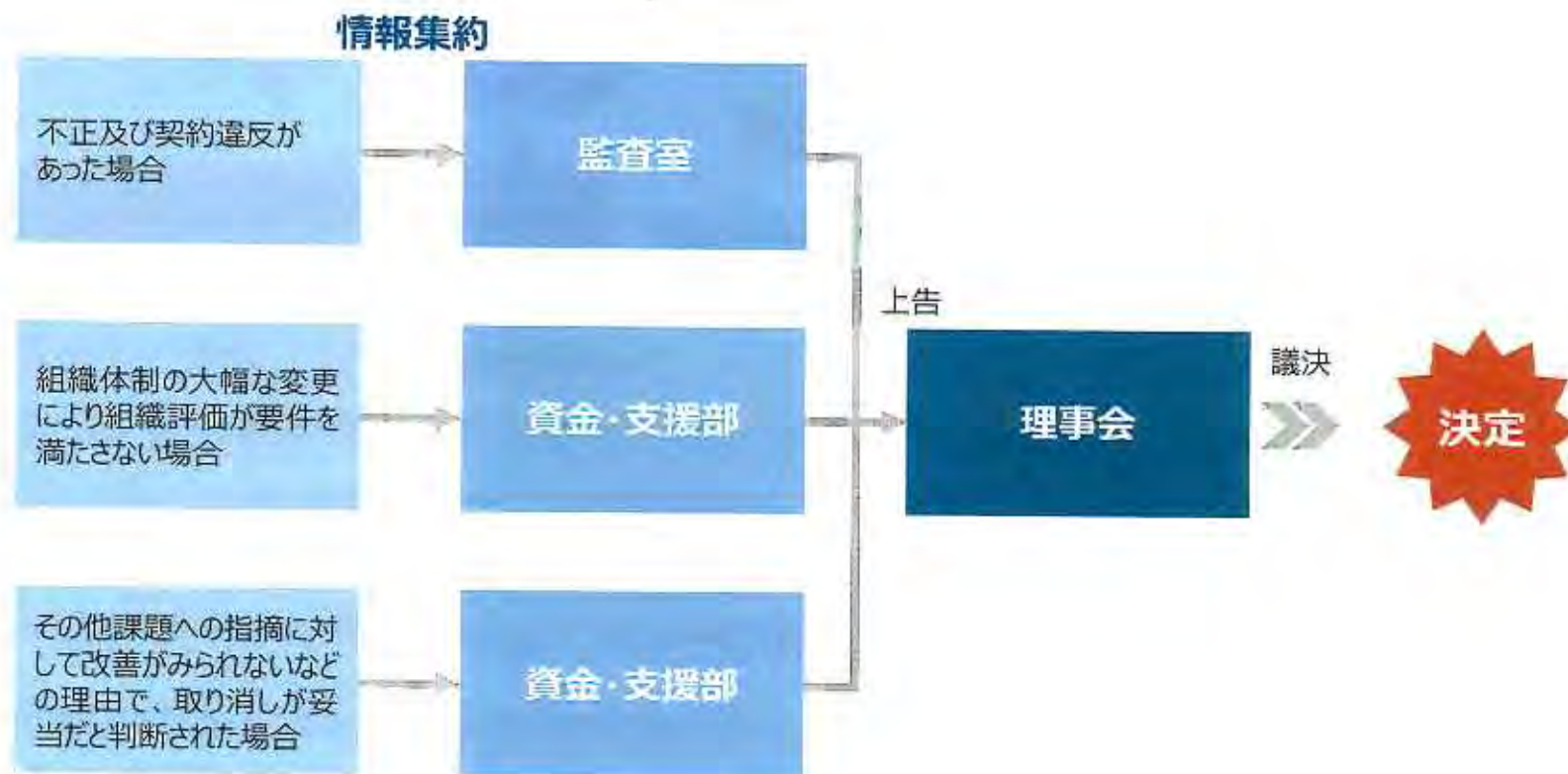
- 監査や内部告発によって資金の流用等不正の可能性があると弊財団が判断した場合、資金分配団体に対して立入検査を実施することができる（内部告発は事務局内通報窓口と提携弁護士事務所の通報窓口の両方に設置）
- 立入調査により、不正が判明した場合、不正の原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策の策定を行う。
- 不正が明らかになった時点で指定活用団体のウェブサイトで実態と対応策も含めて公表する。
- 不正に使用された資金については返還を求める。

弊財団内に、公益通報者保護規程に基づき、匿名で通報できる窓口を設置する（事務局及び弁護士事務所の双方に設置）  
通報者に不利益のないように、調査の方法に十分に配慮する



## 資金管理団体の選定取り消し

- 資金分配団体の選定を取り消す場合の条件は以下の3点とする。
- 選定取り消しに関する情報を担当部署が集約し、理事会に上告し、対応を決定する。





## 選定を取り消した場合の事業承継

- 選定を取り消された資金分配団体の事業等の承継については、原則として他の資金分配団体に承継させ、真に止むを得ない場合は理事会の決議を得て弊財団自身が承継する。
- 事業承継について必要な事項については、民間公益活動促進業務規程に規定し、公募要領等に定めると共に、指定活用団体との間の資金提供契約及び、資金分配団体と民間公益活動を行う団体との間の資金提供契約に定めるものとする。

資金分配団体	民間公益活動団体	承継可能性	対応策
選定取り消し	不正等問題なし	可	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 新たな資金分配団体を選定し、事業を承継する</li> <li>□ 止むを得ない場合は、一時的に指定活用団体が事業を承継する</li> </ul>
	不正等問題あり	可	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 新たに資金分配団体、民間公益団体を選定し、事業を承継する。止むを得ない場合は、一時的に指定活用団体が事業を承継する</li> </ul>
		不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 問題を起こした団体が専門性が高い、地域性が高いなどの理由で、代わりが見つからず、事業継続が困難である場合は事業停止とする</li> </ul>



## IV 基本方針を踏まえた業務実施計画

---



### i) 基本的業務

#### ④ 休眠預金等交付金の受入れ

## まとめ

### 実施方針

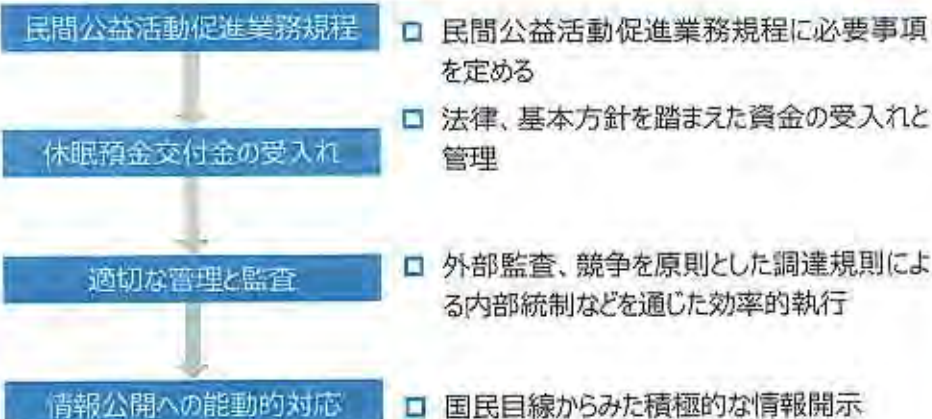
#### 適切な管理と効率的な執行、透明性の高い情報公開

- 法律・基本方針等の遵守と効率的な執行
  - 休眠預金の受入れにあたっては法律や基本方針等の遵守できる体制を構築するとともに、効率的な執行を実現する。
- 透明性の高い情報公開の実現
  - 一般国民にとってわかりやすい情報公開の積極的推進
  - 情報公開請求に対して、迅速に徹底した情報開示を行う

### 提案のポイント

- 効率的かつ的確な執行の実現を可能とする体制
  - 利益相反取引の徹底的な防止、競争を原則とする調達費用の効率化、外部監査による支出の効率性の確保、通報制度を活用した不適切取引の防止等により、効率的かつ的確な執行を実現する。
- 助成先、契約関係、財務等における最高水準の情報公開
  - 公益法人の運営に関する豊富な経験を踏まえた、徹底的な情報開示、公開を進めることで国民の理解促進を図る。
  - 助成先情報や契約相手方に関する情報は特に国民が幅広く情報に接することができるよう、WEB等を活用して積極的に公開する（その際には単なる情報公開ではなく、記事的にポイントを紹介したり、メディアでの掲載を働きかけるなどの工夫を行う）

### プロセス



### 達成目標（KPI）

- 法律等に即した適切な資金管理の実現
- 競争を原則とした調達費用の効率化が実現  
（競争的調達数・割合により評価）
- 日本の公益法人としては最高水準の情報公開の実現  
（情報公開の頻度、内容、WEBアクセス数、メディア掲載数などP.156に記載した事項全てを常時発信し閲覧できる環境を確保）

## 基本方針に対する認識

- 基本方針では指定活用団体が行うべき休眠預金の受入れについて、以下のことを実施することが求められている。
- 休眠預金等交付金を原資とする予算の適正かつ効率的な執行のため、以下の措置を講ずることを民間公益活動促進業務規程に定めるものとする。

- 1 民間公益活動促進業務に必要な経費については、事前に明示した達成すべき成果を挙げる上で真に必要なものに限定するとともに、外部監査結果の有効活用等により効率性の観点から常に精査し、その使用状況についての情報公開を徹底すること
- 2 予算に執行残が生じることが見込まれる場合にあっては、当該見込額を翌事業年度における収支予算において前年度からの繰越収支差額として組み入れること等により効果的・効率的な民間公益活動促進業務を実施すること。なお、当分の間は、法第29条第1項の趣旨を踏まえて当該見込額を同項に規定される運用資金に組み入れること

## 適切かつ効果的な休眠預金の受入れ

### ■ 法律・基本方針等の遵守と効率的な執行

- 休眠預金の受入れにあたっては法律や基本方針等の遵守できる体制を構築すると共に、効率的な執行を実現する

### ■ 透明性の高い情報公開の実現

- 一般国民にとって分かりやすい情報公開の積極的推進
- 情報公開請求に対して、迅速に徹底した情報開示を行う



### ■ 効率的な執行を実現する

利益相反取引の徹底的な防止、競争を原則とする調達費用の効率化、外部監査による支出の効率性の確保、通報制度を活用した不適切取引の防止等により、効率的な執行を実現する。

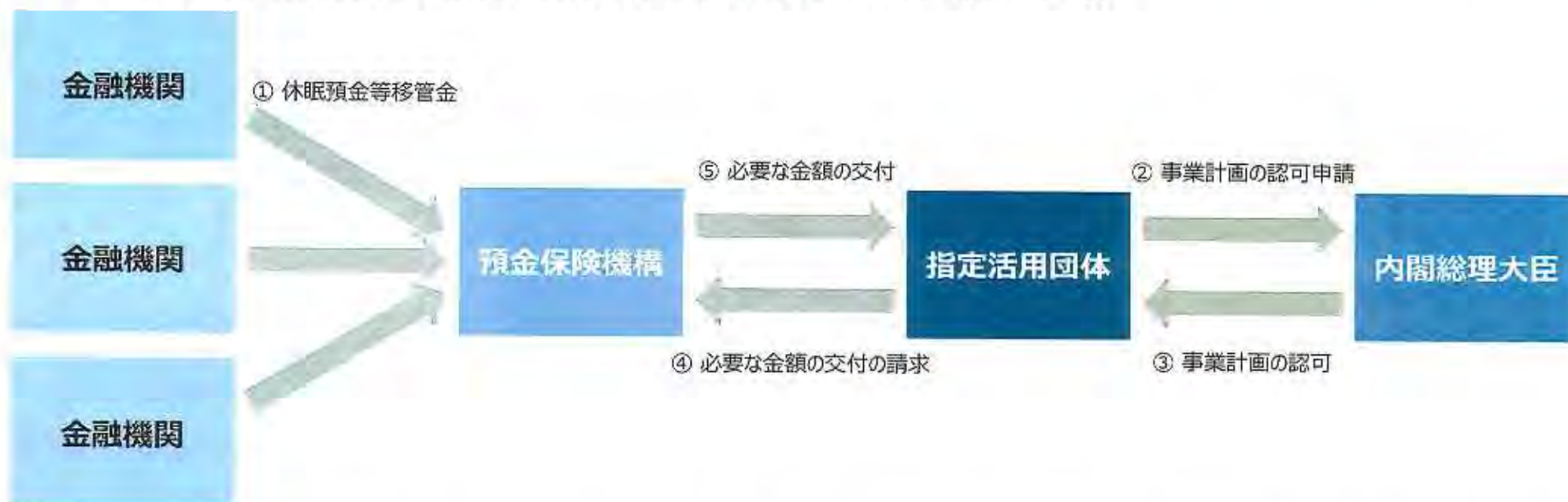
### ■ 助成先、契約関係、財務等の最高度の情報公開

通常の公益法人の水準を超えた、徹底的な情報開示、公開を進めることで国民の理解促進を図る。

助成先情報や契約相手方に関する情報は特に国民が幅広く情報に接することができるよう、ウェブサイト等を活用して積極的に公開する（その際には単なる情報公開ではなく、記事的にポイントを紹介したり、メディアでの掲載を働きかけるなどの工夫を行う）。

## 受入れに係る業務フロー

- 指定活用団体が行う、休眠預金受入れの業務フローについて、以下のような案を想定している。
- 最終的には内閣府及び預金保険機構との検討の上、業務フローを決定するものとする。



- ※ 実際には全事業年度において金融機関から納付された休眠預金等移管金の金額から準備金及び休眠預金等管理業務に必要な経費を合算した額を控除した金額などに関する情報を事前に共有する
- ※ 法第8条、第21条第1項第3号、第27条第1項及び第2項、第28条、第29条並びに第30条の規定に即して休眠預金等交付金及び運用資金を適切に取り扱う
- ※ 休眠預金等交付金を原資とする予算の適正かつ効率的な執行のため法第27条第1項に規定される民間公益活動促進業務に必要な経費については、事前に明示した達成すべき成果を挙げる上で真に必要なものに限定する
- ※ 予算の執行残は、当分の間、法第29条第1項の趣旨を踏まえて見込額を同項に規定される運用資金に組み入れる